

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営理念として「最新最適な医療機器を通じて健康社会の実現に貢献する」を掲げております。この経営理念には、医療機器を取り扱う企業として、患者様や医療関係者に優れた医療機器を提供するとともに、健康社会の実現という社会的な役割を果たすことを通じて、企業価値の向上を目指すという思いを込めております。当社を取り巻く様々なステークホルダーからの期待や要請に応えるため、ESG推進の様々な取り組みを行っていくことが、中長期にわたる持続的な成長を可能とする基盤の強化につながると考えております。コーポレート・ガバナンスが有効に機能することは、企業のサステナビリティの根幹をなすものであり、ガバナンスの強化を図ることにより、経営の透明性及び客観性を確保するとともに、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制の構築に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

【補充原則4-11】

取締役会が備えるべきスキル等及び各取締役の知識・経験・能力等をまとめたスキル・マトリックスにつきましては、早期の開示に向けて検討を進めてまいります。

【原則5-2】

当社は中期経営計画を策定し、自社の資本コストを上回る収益を安定的に生み出していくために取り組む重点課題や経営資源の配分等に関する考え方について説明を行っております。今後は開示資料において、より分かりやすい説明ができるよう検討を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

当社は、保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式について、取引先等との関係構築・強化を通じて、当社のみでは容易に得ることのできない知見の獲得や当事業とのシナジー効果が期待でき、事業の円滑な遂行及び中長期的な成長に資するものであることを保有方針としております。また、個別銘柄については、毎年取締役会にて保有先企業との取引状況等を踏まえ、当社の中長期的な事業戦略上における保有メリットについて確認することで、妥当性の検証を行っております。意義が乏しいと判断した株式は、適宜売却し保有を縮減いたします。議決権行使については、前述の保有目的及び当該取引先等の企業価値を毀損する可能性の有無等を総合的に勘案して賛否を決定いたします。

【原則1-7】

当社は、役員や主要株主等の関連当事者との取引は、取締役会の承認を得た上で実行するものとしております。また、当社の全役員に対して関連当事者取引に関するアンケートを実施し、当該取引の有無を確認しております。

【原則2-4】

当社は、中長期的な企業価値向上において、経営に多様な価値観を反映することが重要であると考えております。管理職への登用に際しては、性別、国籍、新卒・中途入社等に関わりなく、経験や能力を基に評価し、決定を行っております。

当社グループの管理職に占める女性の割合は4.8%となっております。引き続き女性が働きやすい環境を整えることにより従業員に占める女性の割合を増やし、将来的に管理職における女性比率の向上を図ってまいります。また、管理職に占める外国人比率は5.3%、中途入社者は89.4%であり、様々な経験を有する人材が当社グループの中核を担っております。外国人及び中途入社者についての目標は定めておりませんが、今後、必要に応じて検討してまいります。

(各数値は2021年11月時点)

【原則2-6】

当社は確定拠出年金制度を導入しているため、アセットオーナーとして企業年金の運用に関与しておりませんが、新たに加入する従業員に対して資産運用に関する説明会を行っております。

【原則3-1】

() 経営理念、経営戦略、経営計画

当社の経営理念や経営戦略につきましては、当社のホームページに掲載しております。

経営理念: <https://www.jll.co.jp/the/index.html#bottom>

社長メッセージ: <https://www.jll.co.jp/investors/message.html>

また、経営計画につきましては、機関投資家向け決算説明会の資料に記載しており、当該資料を当社のホームページに掲載しております。

IRライブラリー: <https://www.jll.co.jp/investors/library.html>

() コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針等は、本報告書及び有価証券報告書の「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しており

ます。

() 取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

本報告書の「 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【インセンティブ関係】【取締役報酬関係】」に記載しております。

() 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

取締役候補者の指名に当たっては、指名・報酬諮問委員会において、以下の選任基準に基づき、審議を行った後、同委員会からの答申を受けて、取締役会にて決定しております。なお、監査等委員である取締役候補者の指名に当たっては、事前に監査等委員会の同意を得た上で、取締役会の決議によって決定いたしております。また、任期中に以下の解任基準に該当することが認められた場合には、指名・報酬諮問委員会において審議を行った後、同委員会からの答申を受けて取締役会において決定し、解任に向けた手続きを開始いたします。

選任基準

- ・人格、見識に優れるとともに、高い倫理観を有していること
- ・経営全般に対する適切な意思決定を行うことができること
- ・全社的な見地に立ち、客観的に分析、判断する能力を有すること
- ・先見性及び洞察力に優れ、指導力を有すること
- ・監査等委員候補者においては、監査に必要な知識や経験、専門性を備えていること

なお、最高経営責任者の後継者計画については、代表取締役社長が指名・報酬諮問委員会のメンバーと協議・検討を行っております。また、後継者候補の育成については、代表取締役社長が主体となり、人事異動、経営上重要性の高い課題を与えること等を通じて、知見・経験を蓄積する機会を提供しており、指名・報酬諮問委員会はその過程について確認をしております。また、指名・報酬諮問委員会において年次で、後継者候補について、多面的な評価を実施することにより、育成状況の確認を行います。

解任基準

- ・法令・定款に違反する重大な事実が判明した場合
- ・選任基準から著しく逸脱した事実が認められた場合
- ・その他職務の適切な遂行が困難と認められる事由が生じた場合

() 経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役の選任理由につきましては、選任議案上程時の株主総会参考書類に記載しております。株主総会参考書類については当社のホームページのIRライブラリーをご参照ください。

【原則3-1】

() 自社のサステナビリティについての取組み

当社は、「最新最適な医療機器を通じて健康社会の実現に貢献する」ことを経営理念に掲げており、事業を通じて社会課題の解決に取り組んでおります。中長期にわたる持続的な成長を実現するためには、当社を取り巻く様々なステークホルダーからの期待・要請に応えることが不可欠であると考え、サステナビリティに関する取組みを推進しております。中期経営計画にてサステナビリティに関する方針の開示を行うほか、当社のウェブサイトのサステナビリティページにおいて取組み内容の開示を行っております。

サステナビリティ: <https://www.jll.co.jp/sustainability/>

() 人的資本や知的財産への投資等

当社は、人的資本を当社の経営の根幹をなすものと捉えており、マテリアリティとして「従業員が安心して働ける職場づくり」、「人材の育成と活躍機会の提供」を設定するとともに、人材に関する取組みを、以下のウェブサイトにて開示しております。また、中期経営計画では、自社製品のさらなる拡充を重点課題としており、事業戦略に基づき知財力の強化を図るとともに、基幹システムの刷新を通じてDXの推進に取り組んでおります。

人材に関する取組み: https://www.jll.co.jp/sustainability/human_resource.html

製品および商品に関する取組み: <https://www.jll.co.jp/sustainability/product.html>

【補充原則4-1】

当社の取締役会は、法令及び取締役会規程において規定された重要な意思決定ならびに取締役の業務執行の監督を行い、その他の事項は経営陣に委任され、業務分掌規程及び職務権限規程の定めに基づき各取締役等が個別の業務執行に係る意思決定を行っております。

【原則4-9】

当社は、社外取締役の選任にあたって、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準に加え、当社が定める以下の社外取締役の独立性判断基準に基づき、独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できることを確認し、独立社外取締役の選任について判断を行っております。

< 社外取締役の独立性判断基準 >

当社は次のいずれの項目にも該当しない社外取締役を、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立社外取締役と判断します。

1. 現在及び過去10年間に於いて、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行取締役、執行役員その他の使用人等(以下「業務執行者」という。)であった者
2. 当社グループを主要な取引先とする者 またはその業務執行者
直近事業年度において、当社グループとの取引額が、当該取引先の連結売上高の2%以上である者
3. 当社グループの主要な取引先 またはその業務執行者
直近事業年度において、当該取引先との取引額が、当社グループの連結売上高の2%以上である取引先
4. 当社グループの主要な借入先 またはその業務執行者
直近事業年度末において、当社グループの借入額が、当社グループにおける連結総資産の2%を超える借入先

5. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産 を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人等である場合には、当該法人等に所属する者)
金銭その他の財産が、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の2%の額を超える場合
6. 当社の総議決権の10%以上を有する者又または法人の業務執行者
7. 当社グループから取締役(常勤・非常勤を問わない)を受け入れている会社の業務執行者
8. 当社グループから直近事業年度において年間1,000万円を超える寄付または助成を受けている者または組織の業務執行者
9. 当社グループの会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する者
10. 最近1年間に於いて、2から9のいずれかに該当していた者
11. 1から9のいずれかに該当する者(重要な地位にある者 に限る)の近親者(配偶者または二親等内の親族)
取締役(社外取締役を除く)、執行役員、執行役又はそれらに準じる権限を有する者

【補充原則4-10】

当社の取締役会は、現在、社外取締役6名を含む取締役15名(監査等委員であるもの4名を含む。)で構成されております。
当社は、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役及び監査等委員である取締役の指名・報酬等に関する手続きの客観性及び透明性を確保するため、独立性の高い委員会において、取締役及び監査等委員である取締役の選解任基準や報酬体系の審議、取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別報酬の決定等を行います。委員会は、独立社外取締役2名を含む4名で構成されており、委員長は独立社外取締役が務めております。
なお、委員会の独立性をさらに高めるため、構成員の過半数を社外取締役とすることについても検討してまいります。

【補充原則4-11】

当社の取締役会は、定款で定める15名(監査等委員である取締役を除く。)を上限とし、事業の内容・規模等を勘案し、実質的な議論及び迅速な意思決定が行える人数にて構成いたします。その構成員のうち社内取締役には、各々が異なる業務分野における専門知識や経験を有する者を選任するとともに、ジェンダー、年齢、国際性の面についても勘案し多様性を確保いたします。また、社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)には、経営者もしくは法務、会計、税務等の専門家としての知識や経験を有しており、独立した立場から取締役会の監督や助言、及び監査が行うことができる者を選任いたします。

【補充原則4-11】

当社は、社外取締役を選任する際は、当社取締役会への出席をはじめとし、当社の業務に十分な時間・労力を振り向けることが可能であるかを事前に確認しております。また、取締役の兼任状況は、事業報告及び有価証券報告書において毎年開示しております。

【補充原則4-11】

当社は、取締役会の実効性をさらに高めていくために、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示いたします。2021年3月期を対象とする評価については、全ての取締役及び監査役にアンケートを実施し、外部コンサルタントの意見を踏まえ、取締役会の実効性に関する分析及び評価を行いました。その結果、当社の取締役会は適切に運営され、実効性は確保されていることを確認いたしました。今後も、引き続き取締役会の実効性の向上に向けた取組みを進めてまいります。

【補充原則4-14】

当社は、取締役に求められる役割と責任を理解するために、就任時に社外の研修を受講するとともに、年に一度は、全ての取締役を対象とした研修を実施いたします。また、各取締役が研修を受講する場合は、その費用は会社が負担いたします。

【原則5-1】

- 当社は、以下の方針に基づき株主との建設的な対話を促進いたします。
- () 経営企画室が株主・投資家の窓口となり、管理本部担当取締役が責任者として株主・投資家への対応を行っており、合理的な範囲において株主・投資家の要望を踏まえた面談者が対応を行います。
 - () 管理本部担当取締役が中心となり、経営企画室、管理本部内の人事総務統括部、財務経理部の連携・情報共有を図るとともに、他の本部とも情報共有を行います。
 - () 機関投資家向け決算説明会を年2回開催し、また、2020年及び2021年は新型コロナウイルス感染拡大防止のため見送りましたが、例年は株主総会後に株主向けに会社説明会を実施する他、ホームページにおいて決算説明会資料等の開示情報を充実させることで、会社に対する理解を深めて頂く活動を行います。
 - () 株主・投資家との対話を通じて得られた意見・懸念については、社長や取締役会に対して速やかに報告するとともに、内容に応じて、経営幹部が参加する会議体においても適宜報告いたします。
 - () インサイダー情報は、内部情報管理規程に基づき管理を行い、株主・投資家との対話において未公表の重要事実の伝達を行わないものとします。また、決算情報については、決算情報の漏洩を防ぎ、公平性を確保するため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
エムティ商会株式会社	9,860,800	12.24
KS商事株式会社	8,609,100	10.69

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,901,100	9.81
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,630,700	6.99
鈴木 啓介	2,560,016	3.18
THE BANK OF NEW YORK 133972	1,427,900	1.77
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025	1,106,200	1.37
日本ライフライン従業員持株会	1,028,248	1.28
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	969,462	1.20
JP MORGAN CHASE BANK 385781	945,674	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

上記のほか、当社所有の自己株式4,889,941株があり、これには役員報酬BIP信託に残存する当社株式109,600株は含まれておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
佐々木 文裕	他の会社の出身者													
池井 良彰	他の会社の出身者													
内木 祐介	他の会社の出身者													
中村 勝彦	弁護士													
浅利 大造	税理士													
苅米 裕	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木 文裕				<p>企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督における客観性及び透明性の確保に資するものと考え、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、当社からの独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。</p>

池井 良彰		株式会社MAパートナーズの代表取締役であり、同社とは2017年3月期に取引がございましたが、取引金額が僅少であったこと及び既に一定の期間が経過していることから、同氏の独立性に影響をおよぼすおそれはないものと判断しております。	長年にわたりM&A業界に携わっており、また、企業経営者としても豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督における客観性及び透明性の確保に資するものと考え、社外取締役に選任しております。 また、当社からの独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
内木 祐介			長年にわたり医療機器業界に携わっており、また、世界有数の医療機器メーカーの日本法人の経営者を務めるなど、経営全般及び医療機器事業における豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督における客観性及び透明性の確保に資するものと考え、社外取締役に選任しております。
中村 勝彦		TMI総合法律事務所パートナー（弁護士）であり、当社は同事務所と取引を行っておりますが、年間の取引金額は12百万円以下であることから、同氏の独立性に影響をおよぼすおそれはないものと判断しております。	弁護士としての専門知識や豊富な経験を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督における客観性及び透明性の確保に資するものと考え、社外取締役に選任しております。 また、当社からの独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
浅利 大造			税理士としての専門知識や豊富な経験を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督における客観性及び透明性の確保に資するものと考え、社外取締役に選任しております。 また、当社からの独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。
苅米 裕		当社と顧問契約を締結しており、当社は2021年6月まで同氏と取引を行っておりますが、年間の取引金額は5百万円以下であることから、同氏の独立性に影響をおよぼすおそれはないものと判断しております。	税理士としての専門知識とともに、国税審判官等の豊富な経験を有しており、当社の意思決定及び業務執行の監督における客観性及び透明性の確保に資するものと考え、社外取締役に選任しております。 また、当社からの独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないことから独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

本報告書の「内部統制システム等に関する事項 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の「内部統制システム構築に関する基本方針」の記載において、「6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」に基づき、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いております。また、「7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項」において、使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項を定めております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員は、会計監査人から法定監査の監査報告を受ける他、適宜情報交換を行うことで両者はそれぞれの監査における実効性を高めるとともに、必要に応じ、両者が連携して実査を行っております。

また、監査等委員は、内部監査部門である監査室がチェックを行った重要な文書に関する報告や内部監査において疑義を抱いた事項につき随時報告を受けております。さらに、監査室の監査計画につき事前に協議を行うとともに、必要に応じ、両者が連携して実査を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	4	0	2	2	0	0	社外取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	4	0	2	2	0	0	社外取 締役

補足説明

下記、「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載のとおりであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
社外取締役の選任にあたっては、独立性に関する基準又は方針を明確に定めてはおりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立性の基準に加え、経歴や当社との関係性を踏まえ、独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できることを前提に判断しております。
監査等委員でない社外取締役におきましては、企業経営における幅広い見識や豊富な経験を有する人材を選任することにより、当社の意思決定及び業務執行の監督における客観性及び透明性を確保することができるものと考え選任しております。
監査等委員である社外取締役におきましては、弁護士や税理士としての各専門領域における幅広い見識や豊富な経験を基に監査を実行することにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図ることができるものと考え選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

下記、「【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりであります。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等につきましては、当該事項を記載した有価証券報告書を当社のウェブサイトに掲載することで開示しております。
なお、2021年3月期の取締役及び監査役の報酬等は以下のとおりです。

- ・取締役(社外取締役を除く)
452百万円(固定報酬: 410百万円 業績連動賞与: 23百万円 株式報酬: 18百万円)
対象となる役員の員数: 9名
- ・監査役(社外監査役を除く)

14百万円(固定報酬:13百万円 業績連動賞与:1百万円)
対象となる役員の数:1名

・社外役員

30百万円(固定報酬:28百万円 業績連動賞与:2百万円)

(注)1. 固定報酬につきまして、当事業年度における取引先への貸付金に係る特別損失を計上したことを重く受け止め、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会にて、以下のとおり2021年3月から2021年6月までの月額報酬の減額を決議しております。上記の固定報酬の金額は同減額を反映しております。

(対象者及び減額率)

代表取締役社長:月額基本報酬につき20%減

代表取締役副社長:月額基本報酬につき15%減

常務取締役:月額基本報酬につき10%減

2. 業績連動賞与につきまして、当事業年度における取引先への貸付金に係る特別損失を計上したことを重く受け止め、指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえて、取締役会にて、業績連動賞与の額の算定の基礎とした連結売上高等の業績指標の達成状況によらず、支給対象となる全取締役への不支給を決議しております。上記の業績連動賞与の金額は同不支給を反映しております。
3. 業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)として、当事業年度において付与されたまたは付与が見込まれたポイント数に基づき、株式報酬引当金繰入額18百万円を計上しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役(監査等委員であるものを含む。)の指名及び評価や報酬決定プロセスにおける客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名・報酬諮問委員会を設置しております。取締役(監査等委員であるものを含む。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につきましては、指名・報酬諮問委員会において審議の上、同委員会からの答申内容を踏まえて取締役会にて決定いたします。

役員報酬に関する基本方針

当社は、当社の持続的な成長及び企業価値の向上を図るうえで、役員報酬制度が適切に機能するよう、以下の基本方針を定めております。

- (A) 業績目標を達成するための適切な動機付けとなること
- (B) 優秀な人材の確保につながる競争力ある報酬水準であること
- (C) 中長期的な企業価値向上につながるものであること
- (D) 報酬の決定プロセスは客観性及び透明性の高いものであること

報酬構成及び報酬額の決定方法

当社の取締役の報酬は、固定報酬、業績連動賞与及び業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)により構成されております。

なお、2021年6月25日開催の第41回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は年額7億円以内(うち社外取締役分は年額1億円以内)、監査等委員である取締役の報酬額は年額7千万円以内と決議されております。

(A) 固定報酬

月額固定の金銭報酬として月例にて支給し、取締役会からの委任を受けた指名・報酬諮問委員会が、各取締役(監査等委員であるものを除く。)の役位や職責、業績への貢献度等を踏まえるとともに、外部のデータベースサービスにおける報酬水準をベンチマークとし、総合的に勘案し決定しております。

(B) 業績連動賞与

各事業年度の期首に開示する一会計年度の連結業績予想の連結売上高及び連結営業利益(連結業績予想の100%業績達成時の役員賞与控除後)の達成度合いに応じて算定した額を金銭報酬として事業年度終了後、3か月以内に年1回支給しております。また、業績指標としては、当社業績を評価するための明確な指標であることから、連結売上高及び連結営業利益を組み合わせ採用しております。なお、代表取締役社長 鈴木啓介氏、社外取締役及び監査等委員である取締役は支給の対象外としております。

(C) 業績連動型株式報酬(役員報酬BIP信託)

業績の目標達成度及び役位に応じて、取締役退任時に、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役に交付及び給付いたします。本制度においては、各事業年度の期首に開示する一会計年度の連結業績予想の連結売上高及び連結営業利益を業績指標とし、達成度に応じて交付及び給付する株式数及び金銭が増減する業績連動の仕組みを採用しております。また、業績指標としては、当社業績を評価するための明確な指標であることから、連結売上高及び連結営業利益を組み合わせ採用しております。なお、代表取締役社長 鈴木啓介氏、社外取締役及び監査等委員である取締役は本制度の対象外としております。

取締役の種類別の報酬割合の決定に関する方針

報酬総額に占める業績連動報酬の割合は、対象取締役の平均として、標準的な業績達成度の場合に、概ね固定報酬8に対し、業績連動報酬2としております。また、報酬に占める非金銭報酬の割合は、対象取締役の平均として、金銭報酬9に対し、非金銭報酬1としております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役(監査等委員である取締役を含む。)に対しましては、経営企画室がサポートを行っており、適宜必要となる情報伝達を行っております。また、監査等委員である社外取締役に対しましては、監査を行う上で必要となる情報や社内の重要な情報等が、適宜、常勤監査等委員を通じて伝達されております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
増本 武司	名誉会長	経験・知見に基づく助言を求めるものであり、経営への関与はありません。	非常勤・報酬無し	2017/06/28	2022/06/30

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

【取締役会】

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は15名以内とする旨、定款に定めております。現在は、社外取締役6名を含む取締役15名(監査等委員であるもの4名を含む。)で構成されており、毎月1回の定時取締役会及び必要のある都度臨時取締役会を開催し、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役の業務執行を監督いたします。また、社外取締役(うち5名は独立役員)は、相互に連携を図りながら、独立した立場から取締役会の監督や助言を実施いたします。

【指名・報酬諮問委員会】

当社は、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬諮問委員会を設置しており、取締役及び監査等委員である取締役の指名・報酬等に関する手続きの客観性及び透明性を確保するため、独立性の高い委員会において、取締役及び監査等委員である取締役の選解任基準や報酬体系の審議、取締役(監査等委員であるものを除く。)の個人別報酬の決定等を行います。委員会は、独立社外取締役2名を含む4名で構成されており、委員長は独立社外取締役が務めております。

委員長 社外取締役(独立) 佐々木 文裕
委員 社外取締役(独立) 池井 良彰
委員 代表取締役社長 鈴木 啓介
委員 代表取締役副社長 鈴木 厚宏

【監査等委員会】

当社は、監査等委員会設置会社であり、毎月1回の定時監査等委員会及び必要のある都度臨時監査等委員会を開催いたします。監査等委員会は、社外取締役3名を含む4名(うち1名は常勤監査等委員)で構成されております。社外取締役3名は、独立役員として選任されております。社外取締役3名につきましては、直接会社経営に関与した経験はないものの、弁護士及び税理士として、それぞれの専門的視点から当社の監査及び監督を実施いたします。

【監査室】

当社は、内部監査部門として、社長直轄で、5名より構成される監査室を設置し、コンプライアンスや社内規程の遵守状況のモニタリングを行っております。また、監査室と監査等委員会は、相互の連携を図ることで、より効果的かつ効率的な監査が実施できるように努めてまいります。

【コンプライアンス委員会】

当社は、コンプライアンス上の諸問題に関する統括責任者として、取締役会がチーフ・コンプライアンス・オフィサー(CCO)を任命しております。コンプライアンス委員会は、CCOの諮問機関として、コンプライアンス上の問題を的確に把握、管理し対処を行っております。CCOを委員長とし、常任の委員の他に案件に応じて委員を招集しており、CCOは、委員会を四半期毎の定期及び必要に応じて臨時で開催し、取締役会へコンプライアンスに関する報告を四半期毎の定期及び必要に応じて臨時で行っております。

委員長(CCO) 取締役 干場 由美子
委員 代表取締役社長 鈴木 啓介
委員 代表取締役副社長 鈴木 厚宏
委員 常務取締役 高橋 省悟
委員 常務取締役 野上 和彦
委員 常務取締役 山田 健二 他1名

【リスクマネジメント委員会】

当社は、リスク管理の責任者として、取締役会がチーフ・リスクマネジメント・オフィサー(CRO)を任命しております。リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有を図るため、リスクマネジメント委員会を設置しており、委員会はCROが指名する社員をもって組織し、定期的開催しております。また、CROが必要と認めた時は、取締役会に委員会の報告を行っております。

委員長(CRO) 常務取締役 山田 健二

【情報セキュリティ委員会】

当社は、情報セキュリティ管理を維持する統括責任者として、取締役会がチーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー(CISO)を任命しております。CISOを委員長とする情報セキュリティ委員会は、各部門の情報セキュリティ責任者で構成され、定期的に委員会を開催しております。インシデントが発生した場合の対策の策定・実施を行う社内CSIRT(Computer Security Incident Response Team)及び外部の専門組織であるSOC(Security Operation Center)と連携を図りながら、全社的な情報セキュリティ管理を行っております。

委員長(CISO) 取締役 干場 由美子

【新規開発委員会】

当社は、新製品の開発及び新商品の導入等につき審議する新規開発委員会を設置しております。取締役社長を委員長とする新規開発委員会は、取締役である委員3名以上で構成されております。新規開発委員会は、原則として毎月1回開催し、案件の実現性、収益性、将来性等について総合的に評価し、新規案件の実行の可否を審議いたします。また進行中の案件につき、定期的にモニタリングを実施し、その継続等について審議いたします。

委員長 代表取締役社長 鈴木 啓介

【投融資委員会】

当社は、取引先等に対する投融資案件につき、妥当性及びリスク等を総合的に評価するため、投融資委員会を設置しております。取締役社長を委員長とする投融資委員会は、取締役である委員3名以上で構成し、管理本部を担当する取締役及び独立社外取締役1名以上を選定しております。投融資委員会は、審議対象となる投融資案件が発生する都度開催し、案件の必要性、妥当性及びリスク等を総合的に評価し、投融資の実行の可否を審議いたします。また取締役会の承認を経て実施された投融資案件につき、定期的にモニタリングを実施し、投融資の継続等について審議いたします。

委員長 代表取締役社長 鈴木 啓介

【監査等委員による監査の状況】

当社は、2021年6月25日開催の第41回定時株主総会決議により監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社事業に精通した常勤監査等委員である取締役1名及び、当社からの独立性が高い監査等委員である社外取締役3名で構成されており、実効性のある監査を行うことができる体制をとっております。

各監査等委員は取締役会や必要に応じ重要な会議へ出席する他、監査等委員会は社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査等委員会による監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見交換し、意思疎通を密に図ってまいります。

なお、監査等委員会は内部監査部門である監査室から随時報告を受けます。また、監査室の監査計画について事前に協議を行うとともに、必要に応じ、両者が連携して実査を行います。

監査等委員会設置会社へ移行する前の事業年度において、当社は監査役会を13回開催しており、常勤監査役1名及び社外監査役2名の監査役全員が全ての監査役会に出席しております。

監査役会における主な検討事項は、監査役監査の方針及び監査計画の策定、会計監査人の監査報酬の妥当性、会計監査人の評価・選定の方法、内部統制システム運用状況の確認等であります。

また、常勤の監査役の活動は、重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、監査室との意見交換による内部監査状況の把握、営業所及び工場への往査、実地棚卸への立会等であります。

【内部監査の状況】

当社における内部監査は、社長直轄の組織であり5名で構成される監査室が実施しており、他の業務執行から独立した立場から、内部監査規程に基づき、当社及び子会社における法令等の遵守状況、業務活動における効率性、内部統制の整備・運用状況等の監査を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。

また、内部監査結果及び是正状況については、監査等委員会に報告し、意見交換を行うほか、取締役会へ報告を行います。

【会計監査の状況】

2021年3月期の会計監査人による監査の状況につきましては以下のとおりです。

監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

継続監査期間

1996年以降

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 野元 寿文

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 葛西 信彦

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 12名

その他の会計従事者 18名

監査報酬の内容

監査証明業務に基づく報酬 43百万円

非監査業務に基づく報酬 なし

【監査等委員の機能強化に向けた取り組み】

「 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 【監査等委員会】」に記載のとおりです。

【責任限定契約の内容の概要】

当社と各社外取締役とは、会社法第427条第1項の定めに基づき、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、業務執行に対する監査及び監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図り、経営の透明性及び客観性を高めることを目的として2021年6月25日開催の第41回定時株主総会の決議により、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社の取締役会におきましては、社外取締役を6名(うち監査等委員であるものは3名)選任することで、客観的かつ多角的な視点から取締役会に対する提言や助言を得ることにより、業務執行に対する監督が適切に行われる体制をとっております。

また、監査等委員である社外取締役が各専門領域における幅広い見識や豊富な経験を基に、当社事業に精通した常勤監査等委員である取締

役とともに業務執行の状況を把握し、また内部監査部門とも連携することにより、取締役会の監査及び監督の実効性を確保しております。

さらに、取締役会の諮問機関として、委員の半数以上が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役及び監査等委員である取締役の指名・報酬等に関する審議を行うことにより、指名・報酬に関する手続きの透明性及び客観性を高め、経営の監督を適切に行えるよう体制を整えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年6月開催の定時株主総会の招集通知につきましては、法定期日前(6月9日)に発送いたしました。また、発送に先立ち当社ホームページへ掲載(6月4日)しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年6月開催の定時株主総会は、引き続き第一集中日を避けた日程(6月25日)にて開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文(全文)を、東京証券取引所及び当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRの基本方針として、情報開示の基本方針、情報開示の方法、将来の見通し及び沈黙期間について定め、ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回決算説明会を開催し、社長及び担当役員が出席し、決算内容、次期見通し及び今後の事業方針等について説明しております。参加者は毎回30名程度であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外でのカンファレンスに参加しているほか、個別ミーティングを行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	投資家情報のページに「IRライブラリー」を設け以下の資料を掲載する他、適時開示資料やニュースリリースを掲載しております。 https://www.jll.co.jp/investors/library.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部門: 経営企画室 IR担当役員: 常務取締役管理本部長 山田 健二	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社における規範となっている「倫理綱領」に加え、2007年1月に新たに「アクション・ポリシー」を制定し、その中で、法令等遵守、情報管理、社内環境、個人の行動及び社会への責任についてその指針を示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、患者様とご家族、また医療関係者に対して、価値ある医療機器を届けるという当社の事業そのものが社会的使命であると認識し、事業活動に取り組むほか、中長期的にわたる成長のため、環境に対する配慮、企業組織におけるガバナンスの強化にも積極的に取り組むことで持続的な企業価値の向上を目指しております。 当社の具体的な取り組みについては、当社ウェブサイト「サステナビリティ」ページをご覧ください。 https://www.jll.co.jp/sustainability/

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

情報開示に関する基本方針を定めホームページに掲載しております。
<https://www.jll.co.jp/investors/policy.html>
また、ESGに関する方針を「サステナビリティ」ページに掲載しております。
<https://www.jll.co.jp/sustainability/>

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの構築は、冒頭に述べましたコーポレート・ガバナンスに関する当社の考えを、業務執行レベルにおいて実践することを担保するために必要不可欠であり、また、構築されたシステムが機能することで初めて当社の経営理念に沿った経営が実現するものであります。よって、内部統制システムは、それを構築するのみならず、適切に運用されているかどうかをチェックしていくことがより重要であると考えております。

なお、2006年5月22日の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定め、2011年4月28日、2015年5月20日、2019年5月24日及び2021年6月25日に一部改定を行いました。当社ではこの基本方針に基づいて内部統制システムの整備及び運用を行っております。

< 内部統制システム構築の基本方針 >

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は「倫理綱領」、「行動方針(アクション・ポリシー)」及び「コンプライアンス・ガイドライン」を規範とし、法令、社会倫理及び定款その他の社内規程を遵守して行動する。
- (2) 社内のコンプライアンス体制整備は、「コンプライアンス推進規程」に基づき、チーフ・コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会を中心に取り組む。
- (3) 全ての取締役及び使用人に対して、コンプライアンスに関するハンドブックを配布するとともに研修を実施し、コンプライアンスの周知徹底を図る。
- (4) コンプライアンス上の諸問題を報告、通報及び相談が気軽にできる窓口として外部機関にヘルプラインを設置する。
- (5) 反社会的勢力に対しては、「コンプライアンス・ガイドライン」及び「反社会的勢力排除に関する規程」に基づき一切の関係を遮断するとともに、万一、反社会的勢力との関係が懸念される場合は、速やかに担当部門に報告し、警察等の外部機関と連携をとりながら毅然とした態度で対応する。
- (6) 監査室は内部監査規程に基づき、法令、定款及び社内規程の遵守状況につき監査する。
- (7) 取締役会の諮問機関として、委員の半数以上が独立社外取締役で構成され、独立社外取締役が委員長を務める任意の指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名・報酬等に関する評価や決定プロセスにおける客観性及び透明性を確保する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会及び取締役会等の重要な会議の議事録、取締役が決裁者となる稟議書及び申請書、その他取締役の職務執行に係る重要な文書(電磁的記録を含む)は、文書管理規程に従い保存及び管理する。
- (2) 取締役は上記文書を常時閲覧できる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理規程に基づき、チーフ・リスクマネジメント・オフィサー及びリスクマネジメント委員会を中心に全社的なリスク管理体制の構築を図る。
- (2) 重大なリスクが発現し、全社的な対応を要する場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損失を最小限にとどめる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう業務分掌規程及び職務権限規程を定める。
- (2) 取締役会において年間予算を策定するとともに、取締役会において各担当取締役よりその進捗状況につき報告を行い、課題につき検討し必要な対策を講じる。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (ア) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役等の職務執行に係る事項の報告及び決算報告や議事録等の資料の提出を受ける。
 - (イ) 当社は、当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)または使用人に子会社の取締役または監査役を兼務させ、当該取締役等から適宜当該子会社の職務執行状況について報告を受ける。
 - (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (ア) 当社は、「リスク管理規程」に基づき、チーフ・リスクマネジメント・オフィサー及びリスクマネジメント委員会を中心に、子会社のリスク管理体制の構築を図る。
 - (イ) 子会社において重大なリスクが発現した場合は、子会社の社長を中心として迅速な対応を行い、また、必要に応じて当社も支援を行うことにより損失を最小限にとどめる。
 - (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (ア) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき主管部門が経営管理を行うとともに、子会社の業務分掌規程及び職務権限規程を定める等、業務が適正に遂行されるための体制整備の支援を行う。
 - (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (ア) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき子会社におけるコンプライアンス体制が整備されるよう、必要な助言、指導及び援助を行う。
 - (イ) 監査室は、内部監査規程に基づき、子会社における法令、定款及び社内規程の遵守状況につき監査する。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員と協議のうえ、適任と認められる人員を配置する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査等委員会から監査業務の補助を命じられた使用人は、当該業務に関して、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令を受けない。
- (2) 監査等委員会から監査業務の補助を命じられた使用人の人事に係る事項については、事前に監査等委員会と協議を行う。

8. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会から監査業務の補助を命じられた使用人は、監査等委員会の指揮命令に基づき業務を遂行する。
- (2) 取締役は(監査等委員であるものを除く。)、監査等委員会から監査業務の補助を命じられた使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努める。

9. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は監査等委員会に対し、以下の事項につき的確かつ迅速な報告を行う。
- ・会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実
 - ・法令または定款に違反する行為及びそのおそれのある行為
 - ・会社法及び金融商品取引法に基づく内部統制の整備及び運用状況
 - ・監査室が実施した内部監査の結果
 - ・その他監査等委員会が報告を求めた事項
- (2) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会から報告を求められた場合は、速やかに当該事項を報告する。
10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役、監査等委員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払または支出した費用等の償還等を請求した場合は、当該費用等が監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。
12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 監査等委員は、必要に応じて社内の会議に参加することができる。
- (2) 監査等委員会は、社長と定期的な意見交換会を開催する。
- (3) 監査室は、監査計画の策定にあたり、事前に監査等委員会と協議を行う。
13. 財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制の体制整備及び運用状況の評価は、「財務報告に係る内部統制の基本方針」に基づいて行うものとし、主管部門を定め、当該部門が中心となり取り組む。
- (2) 内部統制の体制もしくは運用に不備が発見された場合は、経営者及び取締役会に報告を行うとともに速やかに不備の是正を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との一切の関係を遮断することを、アクション・ポリシー及びコンプライアンス・ガイドラインにおいて明確にするとともに、これらを基に反社会的勢力排除に関する規程及びマニュアルを定め、具体的な取り組みを行っております。

また、アクション・ポリシー等につきましては、一冊のハンドブックにまとめて、全社員に配布するとともに、イントラネット上に掲示するほか、研修の実施等により周知徹底を図っております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【情報開示の方針】

当社は、株主・投資家の皆様に適時・正確かつ公平な情報を提供するため、金融商品取引法、取引所が定める適時開示に関する規則及び社内規程(内部情報管理規程)に従い、重要な情報を迅速に開示してまいります。

【情報開示の体制】

(1) 発生事実

当社にとって重要な事実が発生した場合には、当該事実の所管部門長より情報開示担当役員に速やかに報告が行われます。報告を受け情報開示担当役員は、社長及び関連部門の担当役員と開示の要否につき検討を行い、開示が必要となる場合は迅速に開示しております。

(2) 決定事実

重要な決定については取締役会に付議され、決定されます。決定された事実については、社長、関連部門の担当役員及び情報開示担当役員により開示の要否につき検討を行い、開示が必要となる場合は迅速に開示しております。

(3) 決算情報

決算に関する情報については、財務経理部にて決算財務数値を作成し、会計監査人の監査を受けた後取締役会に付議し、その承認後迅速に開示しております。

(4) その他

(1)～(3)以外の会社情報についても、情報開示担当役員を中心に検討を行い、株主・投資家の皆様の投資判断に影響を及ぼす可能性があるかと判断した場合は迅速に開示しております。

